

新型コロナ対応で活用できる諸制度を生かし、市民生活・いのちを守ろう！ ～加盟の諸団体による相談会、行政への申し入れ活動

民商・生健会・借家人組合、合同の相談会告知のチラシを5千枚配布、国保税の給与差し押さえ停止へ



松本民主商工会、松本生活と健康を守る会、松本借地借家人組合では4月22日「新型コロナで困っていませんか」と題した合同のチラシを5千枚作成し、市内の商店街、公営住宅団地、所属団体内の新聞折り込みなどで知らせ、相談活動を展開しています。チラシの裏面に活用できる諸制度の一覧表を入れ、制度の活用を呼びかけています。

民主商工会では、すでに15、6件の相談が寄せられ、「新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金」や「持続化給付金」の申請に係る相談が多いようです。生健会では、国保税の滞納による給与差し押さえを受けている会員から相談。昨年以来の「働き方改革」による減収に加え、コロナ対応による給与減で「生活費が捻出できない」との相談があり、役員・議員が同席して行政側に「生活費に食い込む給与差し押さえ問題、給与差し押さへの執行停止」を要請しました。行政側も状況を認め、当面の差し押さへの停止を回答しました。

コロナ感染疑いの40代の介護職員、病院のワーカーの援助で「国保の傷病手当金支給」へ

松本協立病院では、コロナ禍に関連した生活相談、医療相談が寄せられています。その中で、40代女性、母子世帯。パートで介護職の仕事をしていました方の相談事例が報告されました。彼女は、発熱等の体調不良でコロナ疑いで、勤務先からしばらく仕事を休むよう指示が出ていました。本人は、生計中心者であり、収入が途絶えてしまう状況でした。他に頼れる親族等もおらず、いまの勤務先での仕事を始めて期間も短く、医療保険は国民健康保険で、有休などの補償がない状態で、市役所にも相談したが「何も対応手段がない」と言われていた状況でした。

ところが、2020年3月の厚労省通達の「国保の傷病手当金創設」について、松本市の動きが非常に早く、ワーカーの相談日2日間前から傷病手当金の運用が始まっていました。病院のワーカーは、その情報を本人に伝え、保険課とも連携し、傷病手当金の申請に繋がりました。長期化するようであれば生活保護申請も提案したが、今回は行政の速やかな対応により制度利用は可能となった事例です。

もともと国保には、「傷病手当金支給」の制度はなく、今回新型コロナ対応による新設された制度です。上記の事例は、その新設された制度を活用したものですが、「発熱等の症状があり感染が疑われる者」の適用で、貴重な成果です。

また、病院では医療費の窓口一部減免（国保法44条）の申請の際、現行の国保税の滞納条項を撤廃し、実効あるものとして門戸を広げて欲しいと要望しています。

